

共同入札の手続き

【共同入札とは】

- (1) 一つの財産を複数の方で共有する目的で入札することを共同入札といいます。
- (2) 公売財産が不動産の場合、共同入札することができます。
- (3) 共同入札をする場合は、共同入札者の中から1名の代表者を決めてください。
- (4) 実際の公売参加申込み手続きおよび入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。したがって、公売参加申込み手続きおよび入札などは、代表者のログインIDで行うことになります。

【手続きに入る前に】

- (1) 手続きに入る前に稚内市インターネット公売ガイドラインなどを必ずお読みください。
- (2) 代表者名でログインIDの取得などを行い、KSI官公庁オークション内の稚内市インターネット公売の公売物件詳細画面より公売参加仮申込みを行った後、この手続きを行ってください。
- (3) 公売保証金の金額は、公売財産ごとに異なります。また、公売保証金の納付は、公売財産の売却区分ごとに必要になりますので、必ず入札しようとしている公売財産の公売物件詳細画面より公売保証金の金額を確認したうえで、次の手続きを行ってください。

【必要書類の送付】

代表者は、次の書類を稚内市へ書留郵便にて入札開始日の3開庁日前までに稚内市が確認できるように送付してください。

- (1) 公売保証金納付書兼返還請求書兼口座振替依頼書兼領収証書
 - ・ 稚内市 HP より印刷し、太枠内に代表者の氏名などの記入・なつ印をしてください。口座振替依頼先は、代表者名義の口座を記入してください。
 - ・ 記入した住所、氏名、電話番号、ログインID、メールアドレス、支払請求先の口座情報は、公売保証金の返還完了まで変更できませんのでご注意ください。
 - ・ 捨印も必ず押してください。
 - ・ 右下の余白に必ず『共同入札』と記載してください。
- (2) 委任状（代表者以外の方全員から代表者に対する委任状）
 - ・ 稚内市 HP より印刷し、委任者と受任者双方の氏名などの記入・なつ印をしてください。

例：3名で共同入札をする場合

代表者以外の2名から代表者への委任状がそれぞれ1通ずつ必要です。
したがって、あわせて2通の委任状を提出する必要があります。

(3) 共同入札者持分内訳書

- ・ 稚内市 HP より印刷し、共同入札者全員の住所、氏名、各共同入札者の持分などを記入し、全員の印を押してください。

※「委任状」および「共同入札持分内訳書」に記載された内容が、共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場合は、共同入札者が買受人となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

(4) 印鑑証明書

- ・ 共同入札者全員の印鑑証明書が必要です。
- ・ 印鑑証明書は、発行後3ヶ月以内のものに限ります。

【公売保証金の納付】

- (1) 「公売保証金納付書兼返還請求書兼口座振替依頼書兼領収証書」の送付を受けた稚内市は、記入された代表者のメールアドレスに振込先口座など公売保証金の納付方法のご案内をメールにて送信します。
- (2) 公売保証金は、入札開始日の3開庁日前までに稚内市が確認できるように納付してください。稚内市が確認できない場合、入札することができません。
- (3) メールのご案内にしたがって、次のいずれかの方法により公売保証金を納付してください。公売財産によっては利用できない方法もあります。
 - ア. 銀行口座への振込
公売保証金を振込後、稚内市が納付を確認できるまで3開庁日程度要することがあります。
振込手数料は、公売参加者の負担となります。
類似の口座名にご注意ください。
 - イ. 現金書留での送付（公売保証金が50万円以下の場合に限ります）
郵送料などは、公売参加者の負担となります。
 - ウ. 稚内市に直接持参
受付時間は、平日の午前9時から午後4時までです。
- (4) 稚内市が公売保証金の納付を確認した後、参加申込み完了（参加登録）の手続きを行うと、入札できるようになります。
- (5) 公売参加仮申込みを行った代表者のログインIDでログインした画面で、「参加申込み・完了」と表示されるのは、入札開始の前日となることがあります。

【入札の際の注意事項】

- (1) 公売参加申込みが完了した代表者のログインIDでのみ入札できます。参加申込み状況・入札した価額などは、代表者のログインIDでログインした場合のみ閲覧できます。
- (2) KSI 官公庁オークションからの自動送信メールは、あらかじめログインIDで認証された代表者のメールアドレスにのみ送信されます。

【落札後の注意事項】

- (1) 開札後、共同入札者が買受人（最高価申込者または売却決定を受けた次順位買受申込者）となった場合、稚内市から入札終了後、あらかじめログイン ID で認証された代表者のメールアドレスに、落札した公売財産の売却区分番号・整理番号・稚内市連絡先などのご案内を送信します。
- (2) 代表者はメールに記載された稚内市連絡先に電話し、稚内市公売担当に売却区分番号、整理番号、住所（所在地）、氏名（名称）、日中の連絡先などを伝えてください。買受代金の納付方法など今後の手続きについて、稚内市公売担当が説明いたします。
- (3) 買受人となった場合、買受代金納付期限までに稚内市が納付を確認できるよう買受代金を一括で納付してください。買受代金納付期限までに買受代金全額の納付が確認できない場合、その財産を買い受けることはできなくなり、事前に納付された公売保証金は没収し返還しません。
- (4) 買受代金の振込手数料、登録免許税相当額、書類の郵送料など財産の買受のための費用は、買受人の負担となります。
※登録免許税の金額および納付方法は、開札後に稚内市にいただく電話連絡の際にご説明します。
- (5) 買受代金納付期限までに次の書類などを稚内市へ提出してください。その際の提出先は、開札後に稚内市が送信するメールでご確認ください。
 - ア. 稚内市が代表者へ送信した電子メールを印刷したもの
 - イ. 共同入札者全員の住所証明書
 - 個人の場合 … 住民票の写し
 - 法人の場合 … 商業登記簿抄本
 - ウ. 所有権移転登記請求書
 - エ. 固定資産税評価証明書
 - オ. 権利移転の許可書または届出受理書（公売財産が農地を含む場合）
 - カ. 郵便切手 1,500 円分（登記嘱託書の郵送料）※「所有権移転登記請求書」を稚内市 HP より印刷し、太枠内に共同入札者の住所、氏名などの記入・なつ印をしてください。
※「所有権移転登記請求書」は、共同入札者全員が提出する必要があります。
- (6) 売却決定通知書は、それぞれの持分に応じて共同入札者全員に交付します。

【公売保証金の返還】

- (1) 最高価申込者および次順位買受申込者など以外の公売参加者が納付した公売保証金は、入札期間終了後返還します。この場合、返還までに入札期間終了後4週間程度要することがあります。
- (2) 次順位買受申込者の納付した公売保証金は、最高価申込者が買受代金納付期限までに買受代金全額を納付したときに返還します。この場合、返還までに入札期間終了後4週間程度要することがあります。
- (3) 公売保証金を納付した財産の公売が中止された場合およびインターネット公売全体が中止となったときには、納付した公売保証金は返還します。この場合、返還までに入札期間終了後4週間程度要することがあります。
- (4) 公売参加申込み後、入札をしない場合も、公売保証金の返還時期は、入札期間終了後となります。
- (5) 国税徴収法第108条第1項の規定に該当し、同条第2項の処分を受けた公売参加者の公売保証金は返還しません。
- (6) 公売保証金の返還方法は、公売参加者があらかじめ指定した代表者（公売保証金返還請求者）名義の銀行口座へ振込みます。

【書類の送付先】

〒097-8686 北海道稚内市中央3丁目13番15号
稚内市役所企画総務部税務課 納税・管理グループ
電話：0162-23-6395（直通）